

## **H 29 指担協・民事裁判分科会**

### **配布資料一覧**

- 1 新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について【H 20】**
- 2 分野別実務修習（民事裁判）について－補足－【H 22】**
- 3 分野別実務修習における指導のガイドライン【H 26. 8改訂】**
- 4 民事裁判教官室からのガイダンス（事前課題付き）【H 28】**
- 5 第70期導入修習カリキュラムの概要（民裁関係全7頁）**
- 6 分野別実務修習のイメージ（図）**
- 7 集合修習のイメージ（図）**
- 8 実務修習結果簿民事裁判用（全9頁）**

平成20年5月

新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について

民事裁判教官室

### 1 指導の理念・目標

新しい法曹養成制度においては、基本的な法理論や実務の基礎的素養を修得させる法科大学院教育、これを生の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する臨床教育としての実務修習、これらの成果を確認し、理論的、体系的に整理、深化させる集合修習、法曹三者それぞれに特有の専門的知識・技法を修得、発展させる法曹資格取得後の継続教育が、相互に連携して、プロセスによる法曹養成を行うものとされ、法科大学院が法曹養成制度の中核と位置付けられて、前期修習が廃止され、修習期間も短縮された。また、法曹養成数の大幅な増加が図られ、その多くが弁護士になるとともに、活動領域が法廷に限らず幅広く拡大していくことが想定されている。

したがって、司法修習においては、他のプロセスとの役割分担を明確に意識するとともに、法曹活動の多様化をも念頭において指導をしていく必要があり、専門的な知識・技法自体の修得というより、法曹としての基盤となる基礎的な能力の修得が指導の目標となるものである。分野別実務修習の裁判修習においても、従前のような「裁判官を疑似体験する修習」という発想を改めて、裁判の場を通じた指導ではあるものの、その指導目標は、法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させることにあることを十分に理解することが重要であり、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等のかん養に重点を絞った指導を行うのが相当である。

また、上記のように、法科大学院を法曹養成制度の中核と位置付けた上で、これに続く司法修習、継続教育というプロセスによる法曹養成を行い、多様で多数

の法曹を生み出すことになった新しい法曹養成制度の趣旨からすると、司法修習における指導の目標は、法科大学院での教育を前提にした標準的な修習生を念頭に置いて、実務のミニマムスタンダードを修得させることにあるというべきである。

## 2 指導の基本的方向性

### (1) 法科大学院教育を踏まえた指導

法科大学院における教育は実体法、手続法に関する法理論教育が中心であり、実務基礎教育は、その法理論が具体的な問題解決の場面でどのような意義、機能を有しているかを認識させ、これによって理論と実務の架橋を図りつつ、法制度の体系的な理解を一層深めさせることを目指すものであって、現行修習の前期修習と同様の実務教育が目的とされているものではない。要件事実や事実認定に関する教育も、実体法と手続法の交錯する実務の場面で法理論が実際にどのように展開されているかを認識させて、その法理論の立体的な理解を得させることに主眼があり、基本的な事柄の教育が予定されているにすぎない。したがって、司法修習の冒頭に実施される分野別実務修習での指導の内容、方法は、そのような法科大学院教育の内容、程度を踏まえて検討されるべきであり、現行修習の前期修習を経た後の実務修習とは異なる配慮、工夫が必要となる。

### (2) 法曹資格取得後の継続教育との役割分担

法曹資格取得後の継続教育との役割分担に照らすと、分野別実務修習の裁判修習においては、法律実務家として最低限備えておくべき実務の基本的考え方を修得させることに重点を置いた指導を行うのが相当であり、裁判実務における技術的、形式的事項については、法曹として理解しておくべき基本的事項にとどめるのが相当である。

### (3) 修習生の増加、修習期間短縮への対応

修習生が増加し、更には修習期間が短縮された中で、従前と同様の質を維持した司法修習を実現するためには、指導上の工夫が不可欠で、形式より実質に

重点を置いた指導への移行が肝要である。また、修習生の意欲と能力に応じてメリハリのきいた指導を行うことも大切である。

#### (4) 集合修習との連携

司法修習は、法科大学院における法理論教育を前提に、それを生の紛争に適用して具体的な事案に応用する能力を養成する課程であり、生の紛争に直接接する実務修習を中心とするものであるが、その実務修習での指導を補完し、これを体系的に整理するとともに、標準的な知識・技法の教育を受ける機会を保証するものとして司法研修所における集合修習が行われる。したがって、司法修習は、実務修習と集合修習とが有機的に結びついてより効果を上げるものであって、両者間には密接な連携と一体的な継続性が求められており、換言すれば、実務修習は集合修習を見すえ、集合修習は実務修習を踏まえたものでなければならないといえよう。

### 3 指導の内容・方法

#### (1) 指導の内容

以上を踏まえると、民事裁判の分野別実務修習においては、実務上比較的多く見受けられる事件を選択して、次のような点を中心に指導し、これらの指導を通じて書面や口頭による表現能力のかん養をも図るのが相当である。

##### ア 主張分析に関する基本的能力

当事者の提示した具体的な請求や訴訟物を的確に把握し、実体法の解釈を踏まえて、当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張立証責任の所在を前提に的確に主張を整理する基本を修得させる。

特に、混沌とした事実関係の中から、裁判官が当事者とともに法的な争点整理を行う過程を学ばせることが重要である。

なお、要件事実は、当事者の主張を整理し、争点及び証拠を整理するためのツールにすぎず、それ自体が独立の指導目標となるものではない。また、類型的事案における典型的主張の要件事実を覚えるよりも、実務上の様々な

事件の主張分析を通して、いかなる事案においても、実体法の解釈を踏まえて自分で要件事実を考えうる思考力、応用力を養うことが重要である。

※集合修習や考試においては、個々の修習生の応用力の到達度を検証する観点から、  
基本的なものほか応用力を試すにふさわしいものも含んだ事案の主張分析を課題としているが、考試において不合格となる答案は基本法の理解が不十分ために最低限求められる基本的な主張分析すらできていないものであるから、民事裁判の分野別実務修習における主張分析の指導としては、前記のような法科大学院における実務教育の程度をも踏まえて、実務上の基本的な事件における主張分析を確実に理解させることで十分である。

#### イ 事実認定に関する基本的能力

争点に関する判断枠組みを踏まえた上で、具体的な証拠に基づいて間接事実を認定し、その各認定事実の意味合いを意識しながら総合的に考察して的確な判断を導き、更にこれを論理的、分析的に説明する基本を修得させる。

事実認定能力が、法律実務家にとって最も基礎的で不可欠な能力であり、これを実践的、効果的に養えるのが生きた事件を扱う実務修習であることは言うまでもない。

※集合修習における修習記録を用いた指導ではおのずと限界もあることから、事実認定能力を養うためには、実務修習においてできるだけ多くの事件、記録に接し、裁判官や他の修習生と議論をすることが最良であると修習生に指導している。

#### ウ 紛争解決に関する基本的能力

個々の紛争における争点や証拠、その背景事情等を踏まえて、事案に沿った妥当な紛争解決策を考え、そのための適切な手順を考える基本を修得させる。

多種多様な事件と様々な代理人に接する民事裁判の実務修習は、紛争解決の在り方や代理人としての活動の当否を考えさせる絶好の機会である。また、民事裁判の実務修習において直接体験することになる訴訟運営の技法や思考

方法は、単に訴訟技術にとどまるものでなく、訴訟以外の方法で紛争解決を図る場合にも有用であって、法的紛争の解決に携わる法曹全般に汎用的で不可欠なものである。

※様々な事件や代理人に接する民事裁判の実務修習は、弁護士になる者にとっても極めて有益な修習であり、得がたい機会であることから、その自覚を持って積極的に修習に取り組むよう修習生に指導している。

※裁判官が、主体的、能動的に熱意を持って適切な紛争解決に取り組む姿を示すことは、裁判官の職務を正しく理解させる意味でも大切である。

## (2) 指導の方法

具体的な指導方法については、上記の観点を踏まえ、次のような点に特に留意すべきである。

- ア 個々の修習生の理解度を確認しながら効果的に修習の実を上げるためには、かつてのように書面作成とその指導に重点を置くのではなく、記録検討や法廷傍聴等において現れる実体法、手続法上の問題点について、裁判官が折にふれて修習生と質疑応答したり、同一の事件について複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせ、又は共同して起案させた上、これを題材にして修習生に討論させて指導するなどの工夫が肝要である。事件によっては、修習生に事前の検討をさせた上で裁判官の合議を傍聴させることも効果的である。
- イ 口頭弁論期日等の傍聴については、全件傍聴を原則とせず、修習生毎に事件を選択して傍聴させるなどの工夫が必要である。
- ウ 書面作成については、基本的に判決全文起案はさせず、部分起案や、判断の要点を記載したサマリーペーパー、事件に現れた実体法・訴訟法上の問題点について、その調査、検討結果を記載したリサーチペーパーの作成を中心とすべきである。
- エ 民事裁判修習の冒頭に、指導官により、修習に当たっての心構えや注意事項のほか、起案方法を含めた民事裁判修習の一般的な説明を行うのが相当で

ある。その際、司法研修所が各庁に配布したDVD教材「民事訴訟第一審手続の解説」を用いて、民事訴訟第一審手続の流れを再認識させることは、その後の修習をスムーズに進めるために有用である。

#### 4 集合修習における指導の変容

最近の集合修習における民事裁判の指導は、上記の新修習における指導目標等を踏まえて、次のような点で変容しているので、民事裁判の分野別実務修習においてもこれを念頭に置いた指導を考慮すべきである。

- (1) 司法研修所における民事裁判の指導において、かつては主張整理の指導に重点を置きすぎるきらいがあったが、法律実務家にとって、主張分析能力とともに、的確に事実を認定し、事案に沿った適切な紛争解決を図る能力もまた同じく重要な基本的・汎用的能力であることから、集合修習においても事実認定や紛争解決の在り方に関する指導のウエイトを大幅に高めている。
- (2) 事実認定の指導においては、事実認定用の修習記録を主張整理用記録とは別の記録とし、実在の事件にできるだけ近似した記録を作成して、より実務に即した指導をしている。起案事項としては、特定の争点について、どのような点を中心に判断すべきか（判断の枠組み）を記述させた上、証拠に基づいて認定できる間接事実やその事実の有する意味（経験則）を記載させ、さらにそれらを踏まえてどのような結論になるのか、その判断過程を記載させており、判決書の形にはこだわらず、自由に論述させて実質面を重視した指導をしている。
- (3) 主張分析の指導に關しても、起案において従前のような判決書の事実摘示の形を用いず、各主張の主要事実を簡潔に記載させた上、その主張の実体法上の効果や訴訟上の意味を記載させることとして、形式よりも、実体法の定める要件、効果の確実な理解という実質面に重点を置いた指導をしている。
- (4) 主張の分析としては、混沌とした事実関係、雑然とした主張の中から、実体法の理解に基づいて適切に法的主張を構成し、必要な事実を抽出する能力が法律実務家として基本的・汎用的な能力であることから、修習記録上にあえて法

的に意味のない主張や誤った法的見解に基づく主張を混在させて、かかる能力のかん養を図っている。

(5) 要件事実に関しては、その意義、目的を十分に理解させた上、結論よりも結論に至る理由（それはすなわち実体法の解釈である。）が重要であることを強調し、要件事実の知識を問うのではなく、それを考える道筋に重点を置いて指導している。また、講義においては修習生に求められる標準的なレベルの解説を中心として、細かく技巧的な点や難解な点は大きく取り上げないこととしている。

※集合修習における起案の内容、方式については、司法研修所民事裁判教官室において「民裁起案のガイド」を作成して修習生に配布し、即日起案や考試に際してもこれを参考させている。

平成22年10月28日

分野別実務修習（民事裁判）について－補足－

民事裁判教官室

1 本書面の趣旨

新しい法曹養成制度のもとでは、法理論及び実務基礎の修得を中心とした法科大学院教育、それを具体的な事案に応用する臨床教育としての実務修習、その成果を確認し、理論的体系的に深化させる集合修習、その後の継続教育が相互に連携してプロセスによる法曹養成を行うものとされている。そして、司法修習生の多くが弁護士となり、法廷実務のみならず、幅広い分野で活動することが予定されていることから、分野別実務修習における指導目標も、法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させることにあることは、平成20年5月に配布した「新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について」において既に確認されているところである。本書面は、法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力の修得という点に関し、今後の民事裁判修習のより一層の充実を図る観点から、集合修習も含めた指導の在り方等を踏まえて、その内容を補足するものである。

2 民裁修習における指導の内容等

民裁修習における指導目標は、主張分析（争点整理）に関する基本的能力、事実認定に関する基本的能力、紛争解決に関する基本的能力の修得にあるところ、特に、前二者については次のように考えている。

(1) 主張分析（争点整理）

当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張立証責任の所在を前提に的確に主張及び争点を整理するための基本的な能力の修得を求めているところである。とりわけ、社会の幅広い分野で活動する法律実務家としては、錯綜する事実関係に適用されるべき法規範を選択した上、これに当てはまる具体的な事実を的確に抽出することができる能力を修得させ

ることが肝要であり、今後は、このような点に重点をおいて指導していく必要がある。このように、的確に事実を分析、抽出した上で、証拠を踏まえて紛争の実態を早期に把握し、真の争点を解明していくという主張分析、争点整理の能力は、法廷における訴訟活動のみならず、社会に生起する様々な法的課題の解決や紛争の予防等の側面においても不可欠な汎用的な能力である。

集合修習では、これまで以上に、実務的によく見られる事案をもとに、事実の分析、抽出、当てはめに力を入れた汎用性の高い主張分析（争点整理）能力の修得に努めていく必要がある。このような観点から、分野別実務修習においても、集合修習を見据えて同様な能力を養うことが肝要である。

\* なお、新第64期からは、形式にこだわらず、起案の実質的な内容をより充実させるように指導する観点から、「民裁起案のガイド」を修習生に配布しない扱いとする。

## (2) 事実認定

事実認定能力は、法律実務家として最も基礎的で不可欠な能力であり、これを実践的に養えるのが実務修習であることは従前から指摘されているところである。

集合修習では、新第64期以降は、一層、事実認定能力の修得に力を傾注し、事実認定用の修習記録にはできる限り現代的な社会の実相を反映した内容のものを取り上げた上で、記録に表れた事実を多角的な視点から分析して検討を加え、必要な事実を認定して判断するという思考過程を身に付けさせることにより、当該事案に限定されない、汎用性のある能力を修得させるようしている。そのような観点から、事実認定の対象は、一定の事実の存否に限らず、法規範に対して適切に事実を当てはめる能力を前提に、規範的な要件や評価を基礎付ける事実なども取り上げ、より幅広く応用的なものも盛り込んでいる。

分野別実務修習においても、集合修習を見据えて、実務修習ならではの生

きた素材を活かして、事実認定能力の涵養に重点を置く必要がある。

\* 集合修習における事実認定起案では、要証事実を認定判断する際にポイントとなる事実は何かという観点から、個々の事実の重要性を意識させながら認定事実やその有する意味（経験則）を記載させ、その上で、重要な事実相互の関係も考慮しながら判断過程を説得的に論述させるようにしている。なお、どのような点を中心に判断すべきか（判断の枠組み）については、事案に応じて記載すれば足りるものとしている。

平成 23 年 5 月  
平成 26 年 8 月改訂

## 分野別実務修習における指導のガイドライン

司法研修所民事裁判教官室

### 1 趣旨

本文書は、当教官室作成にかかる「新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について」（平成 20 年 5 月）及び「分野別実務修習（民事裁判）について－補足－」（平成 22 年 10 月 28 日）に記載された指導理念に基づき、各庁において司法修習生の指導をするに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

### 2 具体的指導における留意点

#### （1）指導の態勢

- ア 各修習生が、修習期間内に部総括を含む複数の裁判官の期日に立ち会えるよう、裁判官と修習生の組合せに配慮していただきたい。
- イ 原則として、期日の全件を傍聴させるのではなく、修習生ごとに適切な事件を選択し、当該事件の記録を検討させて立会させていただきたい（ただし、修習の当初は、期日全体の流れを理解させるため、全件を傍聴させることも考えられる。）。
- ウ 記録の検討や法廷傍聴などにおいて現れる実体法・手続法上の問題点について、修習生と質疑応答・解説の機会を設けていただきたい。質疑応答・解説に際しては、訴訟手続の進行や事件の見込み等を意識した指導となるよう配慮していただきたい。また、各庁に配布済みの「民事訴訟手続に関する司法修習生への質問事項集」の活用も有益である。
- エ 起案については、判決全文起案（判決書の形式で全文の起案を求めるもの）を中心とせず、部分起案やサマリーペーパーを中心としていただきたい。件数については、修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとし、主張分析と事実認定のバランスにも配慮した上で、事実認定について少なくとも 2 件、リサーチペーパー等も含めて全体で少なくとも 4 件の起案をさせていただきたい。
- オ 複数の修習生に同一の記録に基づく起案をさせ、その修習生らに討論をさせて指導する方法も有益である（裁判官も交えた討論により、起案の講評に代えることも考えられる。）。
- カ 各庁の実情に応じて、証拠保全、保全、執行等の特殊事件の修習を適宜実施していただきたい（ただし、より深化した修習は選択型実務修習に委ねることになる）。

う。)。

## (2) 主張分析（争点整理）

主張分析に関しては、要件事実の考え方についての基本的理解を前提として、適用されるべき法規範を選択し、これに当てはまる具体的な事実を的確に抽出した上で、適切な争点整理を行う能力を修得させることに十分に意を用いていただきたい。その際には、争点整理が終わった段階の主張整理だけでなく、争点が定まっていない事件をどのように審理していくかという争点整理の過程にも重点を置いた指導をお願いしたい。

### 【指導方法の具体例】

- ア 訴状審査（訴訟物が特定されているか、訴訟要件や請求原因が足りているか等を検討させ、主たる争点は何かを考えさせながら、今後の訴訟進行を検討させる。）
- イ 期日における求釈明事項の検討（裁判官が期日でどのような求釈明をし、どう訴訟を進行させていくかを考えさせる。）
- ウ 立証計画の検討（争点は何かを踏まえて、どの人証から何を聞くかを検討させる。）
- エ リサーチペーパーの作成（事件に現れた実体法・訴訟法上の問題点について、調査をさせ、その検討結果を記載させる。）
- オ 主張分析（争点整理）についての起案
- カ 争点整理DVD（民事訴訟における争点整理ーある損害賠償請求事件を題材としてーの視聴及びそれに基づく議論（上記DVDを視聴させ、その内容について裁判官と修習生が議論をする機会をできるだけ設けていただきたい。また、民裁クールの中間あたりまでに上記DVDを視聴させるようにお願いしたい。）

## (3) 事実認定

事実認定に関しては、処分証書や重要な報告文書の成立が争われている事件のみならず、できる限り、証拠構造や証拠評価が問題となるものや現代的な社会の実相を反映した内容のものを取り上げ、記録に表れた事実を多角的な視点から分析させることに重点を置いた指導をお願いしたい。

### 【指導方法の具体例】

- 事実認定についての起案（適切な記録がない場合には、事件全体ではなく特定の争点についてだけ起案をさせたり、確定記録をコピーしておいて起案をさせるなどの工夫も有益である。）

## (4) 紛争解決

紛争解決に関しては、和解手続や和解条項に関する知識だけでなく、当該事案に適した紛争解決方法を的確に見通せる能力を修得させられるような指導をお願いしたい。

### 【指導方法の具体例】

弁論準備手続終結段階や証拠調べ終了段階での和解案の検討（結論の見通しや、紛争の背景事情等を踏まえて、適切な落ち着きどころはどこかを検討させる。）

## （5）合同修習

### ア 講義

- （ア）民裁修習の冒頭に、各庁の実情に応じ、指導官により、分野別実務修習に当たっての心構えや注意事項等に関する講義を行っていただきたい。その際は、実務修習の位置付けや内容・方法など一般的な説明も行うこととする。
- （イ）書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねるが、弁護士になった際に書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めいただきたい。

### イ 問題研究

- （ア）各クールに一度、民裁修習中の者を対象に、全国統一的な即日起案方式による問題研究を行うこととする。この問題研究は、各実務修習庁が主催し、司法研修所教官がこれに協力するもので、基本的な手順は次のとおりである。
  - ① 司法研修所民事裁判教官室が修習記録及び起案要領を作成して各庁に送付し、全国同一日、同一時刻に、各庁において、3時間程度の即日起案を行う。
  - ② 司法研修所教官は、各庁から起案の送付を受け、担当修習生の起案を検討した上、起案受領から2週間後を目途に各庁に出張し、起案の講評を行う。
- （イ）上記の問題研究のほかに、各庁独自の問題研究（主張分析起案、事実認定起案等）を実施するかは、各庁の実情に委ねる。

### ウ その他

意欲のある修習生を対象に、判事補を活用するなどして、任意参加の勉強会を定期的に実施することも考えられる。

## 民事裁判教官室からのガイダンス

### 1 民事裁判修習の目的

民事裁判修習では、主張分析（争点整理）能力と事実認定能力を体系的に修得するとともに、紛争解決能力を修得することを目的として、2に記載するような内容の修習を行います。

### 2 民事裁判修習の流れ

#### (1) 導入修習

導入修習では、法科大学院で修得した要件事実及び事実認定の基礎についての理解を確認するとともに、分野別実務修習の効果を高めるため、以下のカリキュラムを実施します。

最初に、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いて、民事訴訟第一審手続の要点について修習生の皆さんと対話しながら解説する講義（民事第一審手続の概説）を行います。その後、修習記録を用いた即日起案とその講評、主張と証拠を分析し争点を整理する演習（民事総合1、2）、「対話で考える民事事実認定－教材記録－」を用いた民事事実認定の手法について理解を深めるための講義（民事事実認定の手法と留意点）を行います。最後に、分野別実務修習に向けて、裁判官の役割、職務、裁判実務修習の留意点等についてのガイダンスを行います。

#### (2) 分野別実務修習

##### ア 一般

修習生は、地方裁判所民事部のいずれかの裁判部に配属されます。配属された裁判部の裁判官室において、訴訟記録を検討し、合議等に立ち会うほか、法廷等において、口頭弁論、弁論準備手続、和解等を傍聴します。また、訴

訟記録に基づいて、主張分析や事実認定に関する書面の起案をしたり、実体法・手続法上の問題点の調査・検討結果をまとめた書面の起案等をしたりします。修習に当たっては、裁判官に対して質問したり、意見を述べたり、修習生同士で討論したりするなど、積極的、主体的な取組が求められます。

#### イ 問研起案

各配属庁での民事裁判修習における合同修習の一環として「問研起案」が実施されます。「問研起案」は、事実認定についての基本的な考え方を修得することなどを目的としており、修習記録を用いて、午後半日をかけて行うことが予定されています。

起案の講評は、司法研修所教官が各配属庁に出張するなど適宜の方法で行います。

#### (3) 選択型実務修習

配属庁において、民事裁判の分野別実務修習の深化と補完を図るためのカリキュラムが用意されており、修習生の主体的な選択により、その修習を行うことができます。

#### (4) 集合修習

集合修習は、分野別実務修習の成果を確認するとともに、これを深化・発展させることを目的としています。集合修習では、修習記録を用いて、主張分析や事実認定に関する起案を行うほか、争点整理や交互尋問等の演習を行います。

### 3 修習開始に備えての準備

#### (1) 民事実体法及び手続法についての理解

主張分析（争点整理）能力、事実認定能力及び紛争解決能力を修得するには、民事実体法及び手続法についての十分な理解が必要です。各種カリキュラムは、修習生が、民事実体法及び手続法について、法科大学院の課程を経て既に実務を意識した体系的な理解をしているものとして、作成されています。したがって、再度、実務を意識しながら体系的な教科書等を熟読し、更にその理解を深

めておくようにしてください。

## (2) 民事訴訟実務の基本的理解

民事裁判修習に当たっては、法科大学院における民事訴訟実務の基礎で修得した要件事実、事実認定及び民事訴訟手続についても十分に理解しておくことが必要です。したがって、修習開始前に、これらについても、よく復習をしておいてください。また、後述する事前課題にしっかりと取り組んでおいてください。

なお、配布教材のうち、「新問題研究要件事実」は要件事実についての基本的な考え方を、「事例で考える民事事実認定」は、事実認定の基礎的知識の理解を確認するとともに、民事事実認定に関する一般的かつ基本的な手法を修得するための思考方法や検討の視点などを、それぞれ提示したものであり、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」は、争点整理及び集中証拠調べを基軸とする民事訴訟手続に関して解説を加えたものです。民事訴訟実務の基礎の復習をする際にはこれらの教材をよく読み、理解を確かなものにしてください。また、「10訂 民事判決起案の手引」は、民事の判決書を作成する際の必要事項を網羅的に解説したもので、民事裁判実務を理解する上で参考になりますから、目を通してください。

## 4 事前課題

3の準備を前提とし、別紙第2-2「民事裁判事前課題」の冒頭の指示に従つて、各設問についてそれぞれ検討するとともに、指示された起案をしてください。起案の作成方法や提出方法については、別紙第1の指示に従ってください。

また、前述のとおり、導入修習の最初のカリキュラムとして、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いた対話形式の講義（民事第一審手続の概説）が予定されています。修習生の皆さんに質問をしながら講義を進めますので、導入修習開始前に、これらを熟読しておいてください。

配布教材のうちの「民事総合資料」と「実施要領」は、民事総合1、2で使用

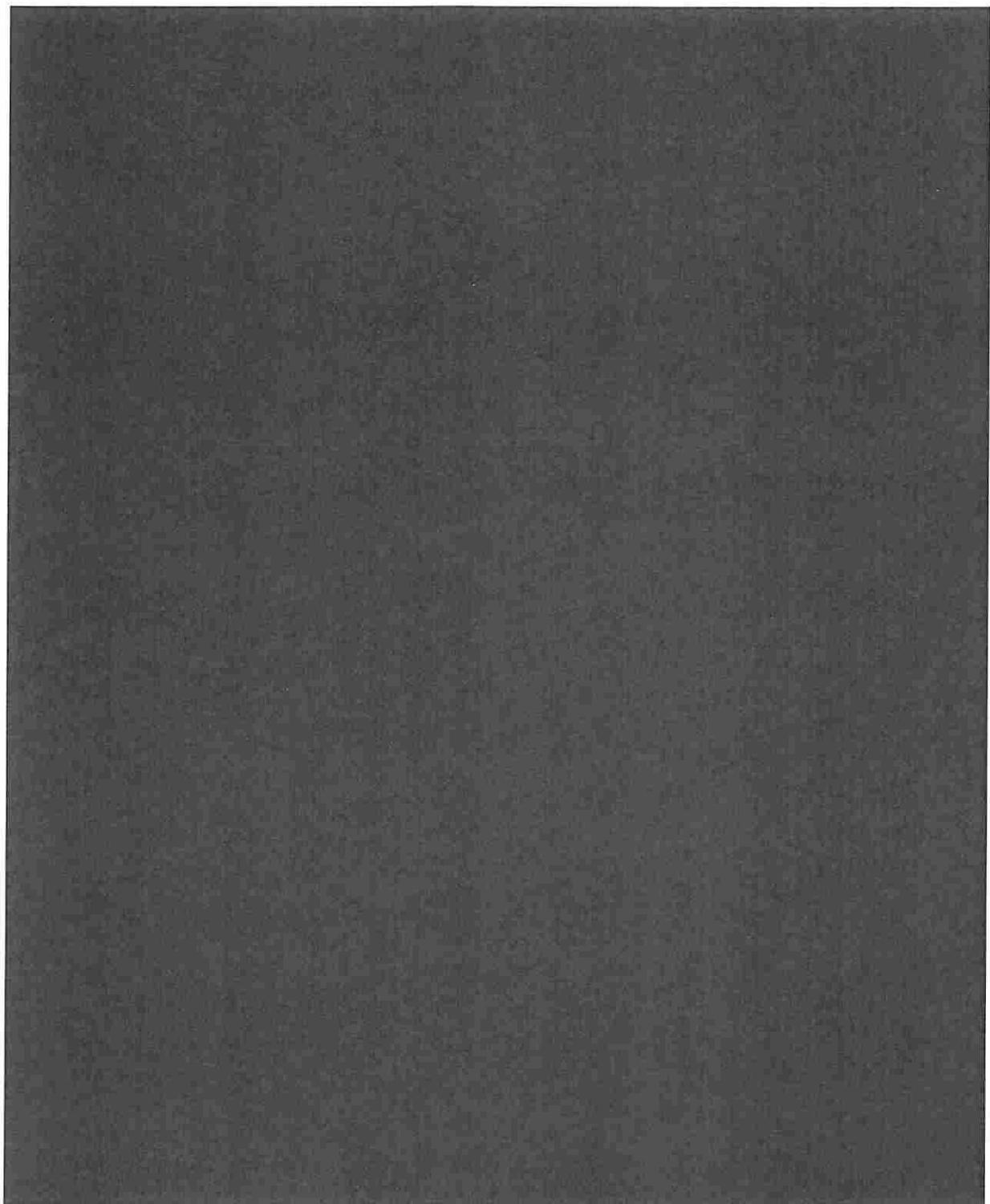
するものです。あらかじめよく読んでおいてください。

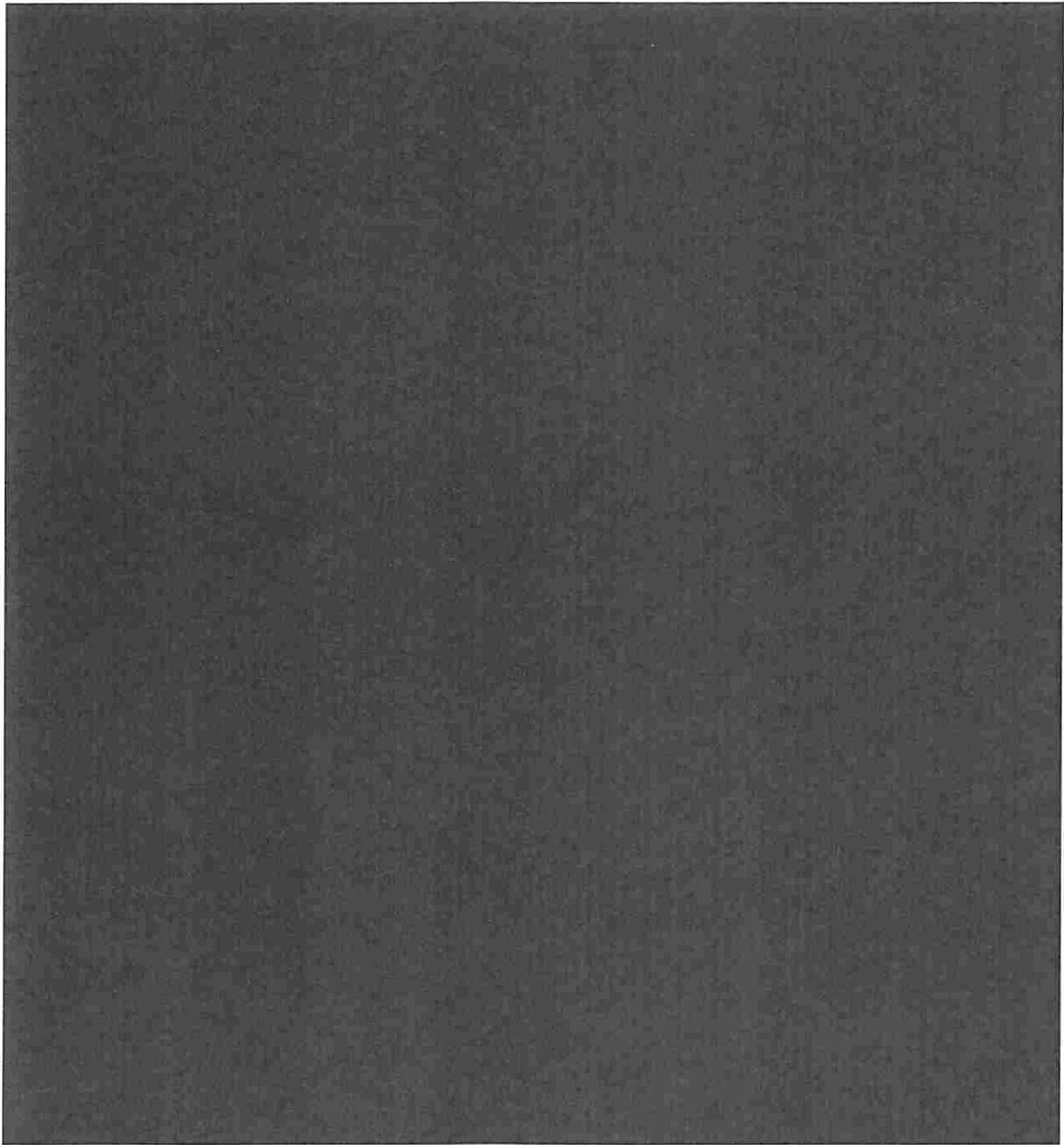
### 5 アンケート用紙への記入と提出

法科大学院における民事実務の基礎科目の履修状況等について、アンケートを実施します。本冊子末尾に綴じ込まれている民事裁判アンケート用紙に所要の事項を記入して、別紙第1の指示に従って提出してください（法科大学院修了者以外の人も、法科大学院で同科目を履修している場合は、アンケートに回答してください。）。

以 上

## 民事裁判事前課題





資料 5

(平成 29・3・16)

## 第70期導入修習カリキュラムの概要

司法研修所

## は し が き

導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的としている。

第70期司法修習においても、この導入修習の目的に沿った教育効果を上げることを企図してカリキュラムを策定し、実施した。その概要は、本資料及び別添の「第70期導入修習日程表」のとおりである。

司法修習生指導担当者各位におかれでは、分野別実務修習における司法修習生の指導に当たって本資料を参考にしていただきたい。

## 第1 民事関係科目

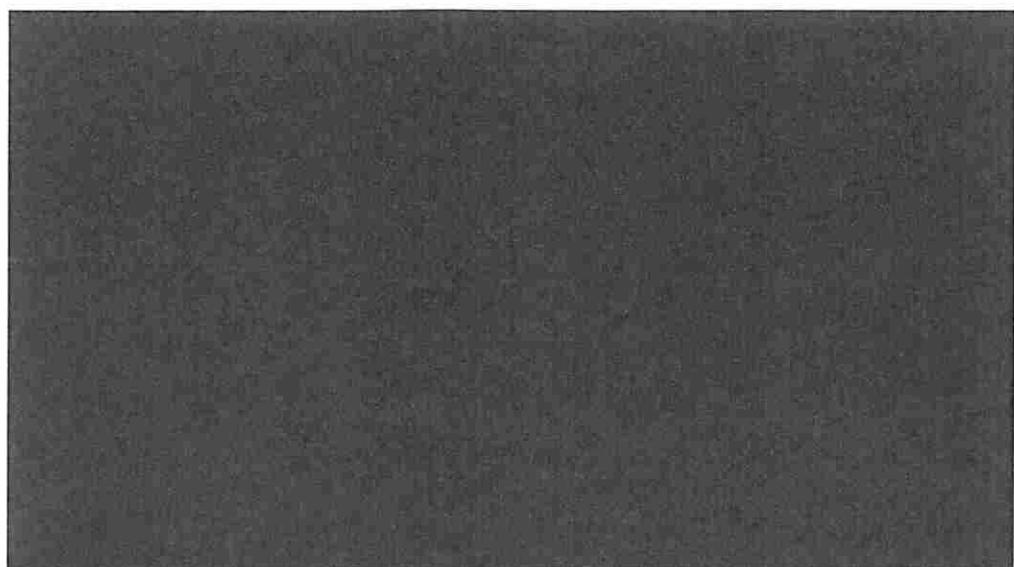
### I 民事裁判

#### 1 即日起案・解説

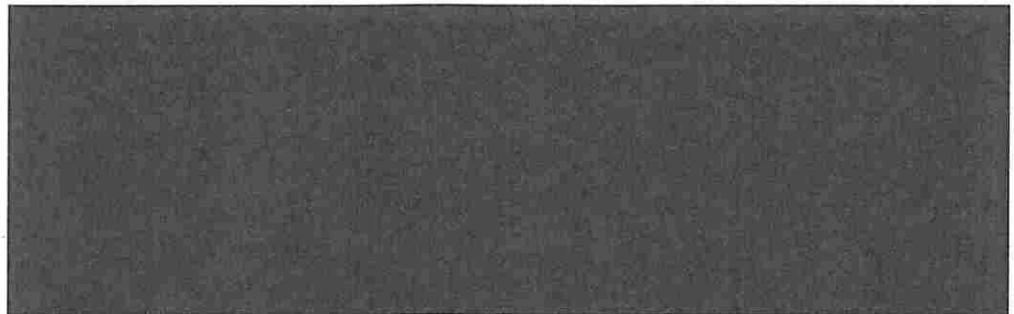
##### (1) 目的



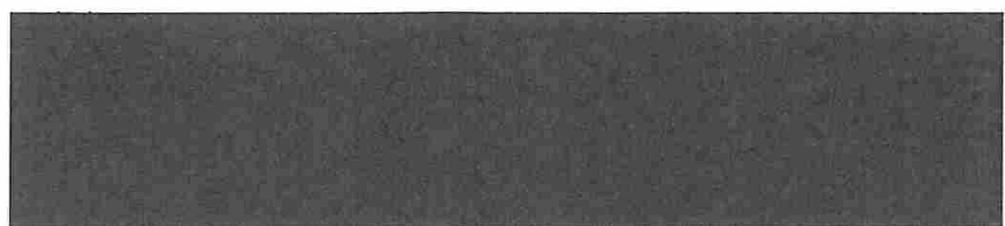
##### (2) 事案の概要



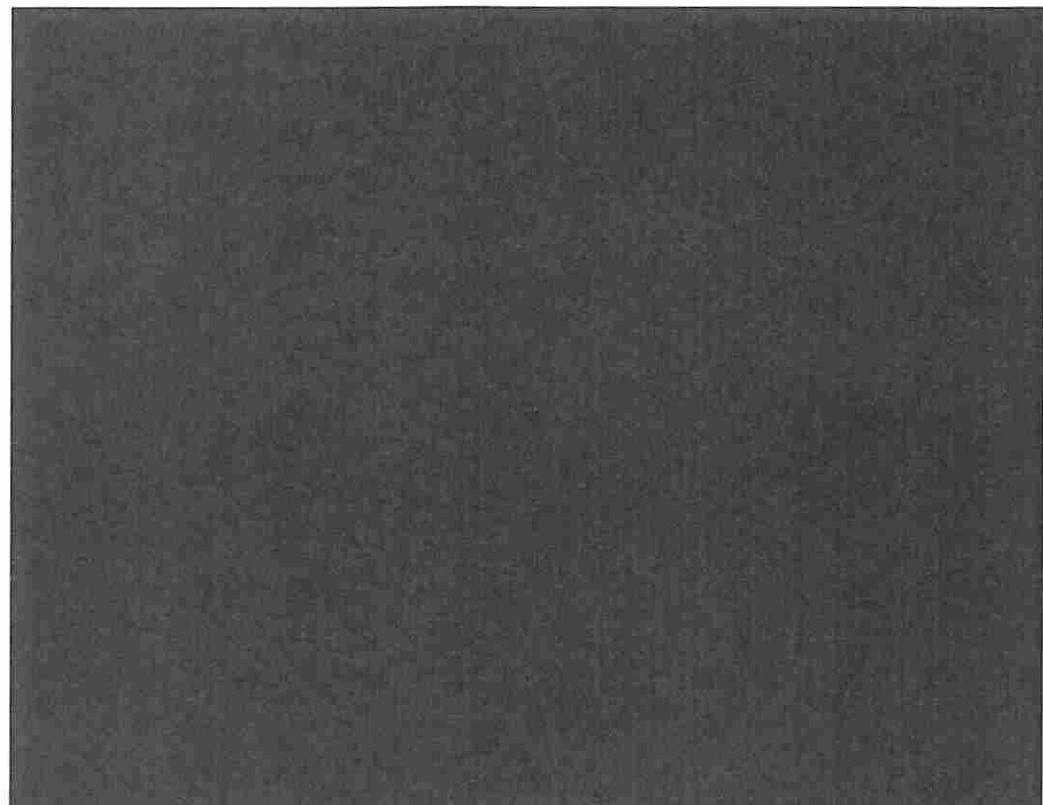
##### (3) 起案事項



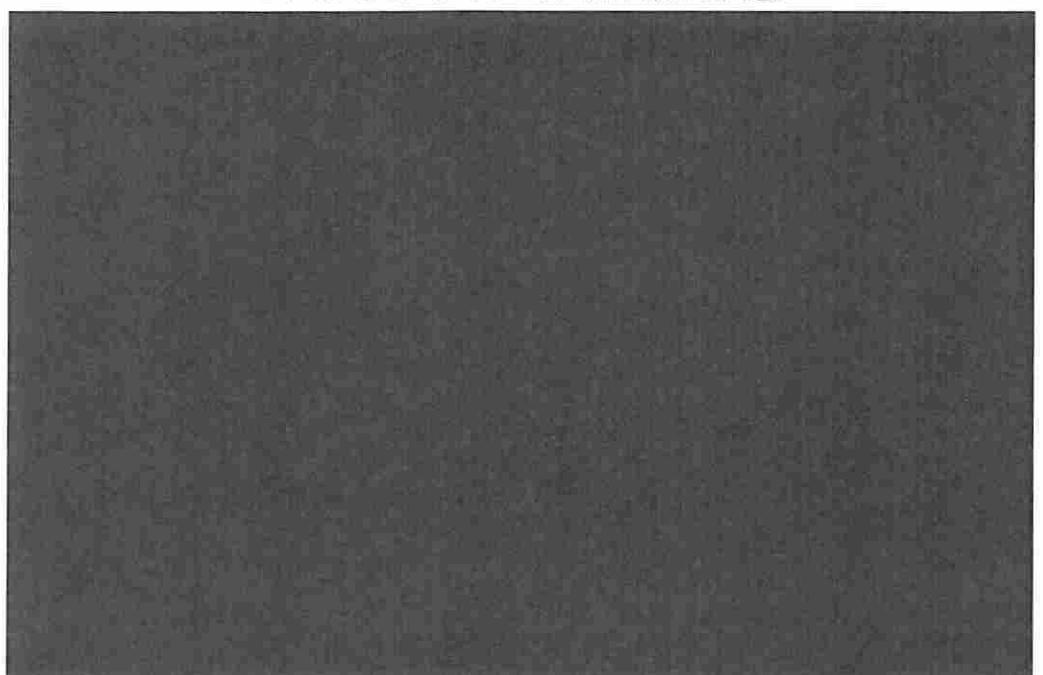
##### (4) 講評等

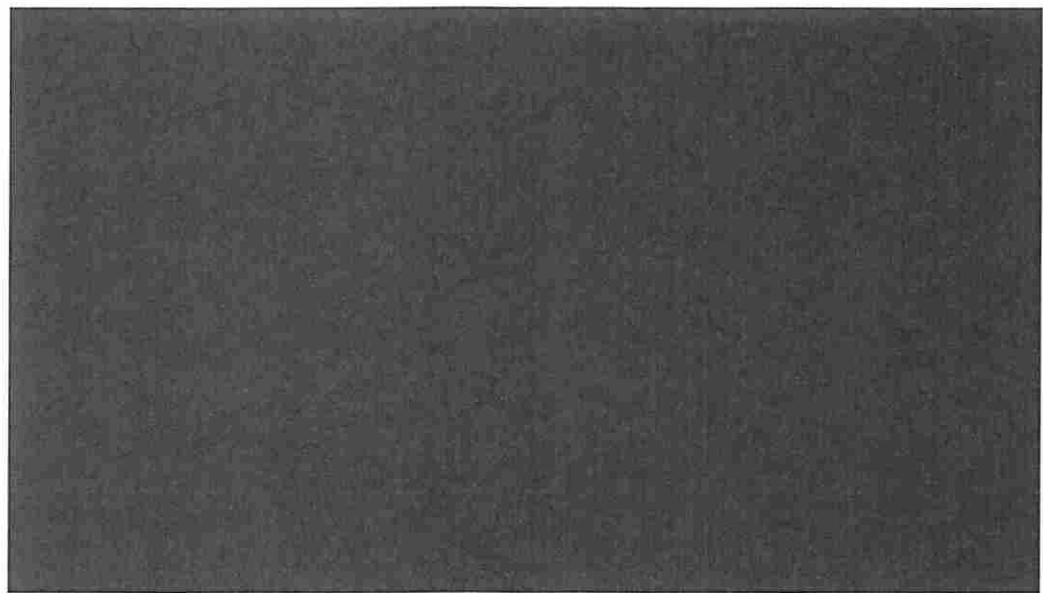


2 民事事実認定の手法と解説



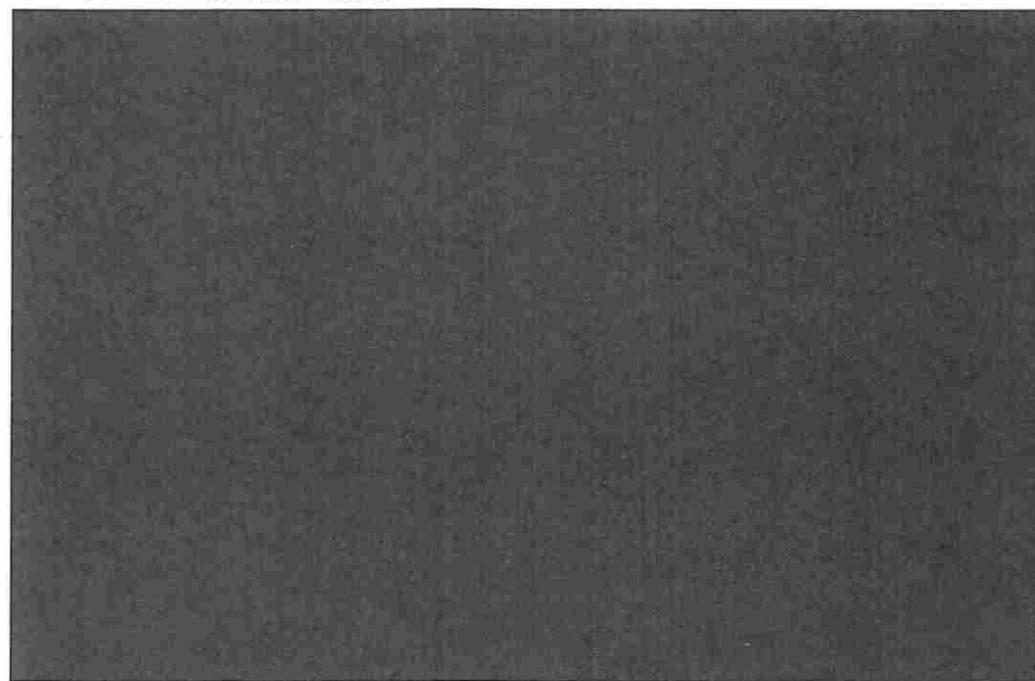
3 裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス（刑事裁判と共通）



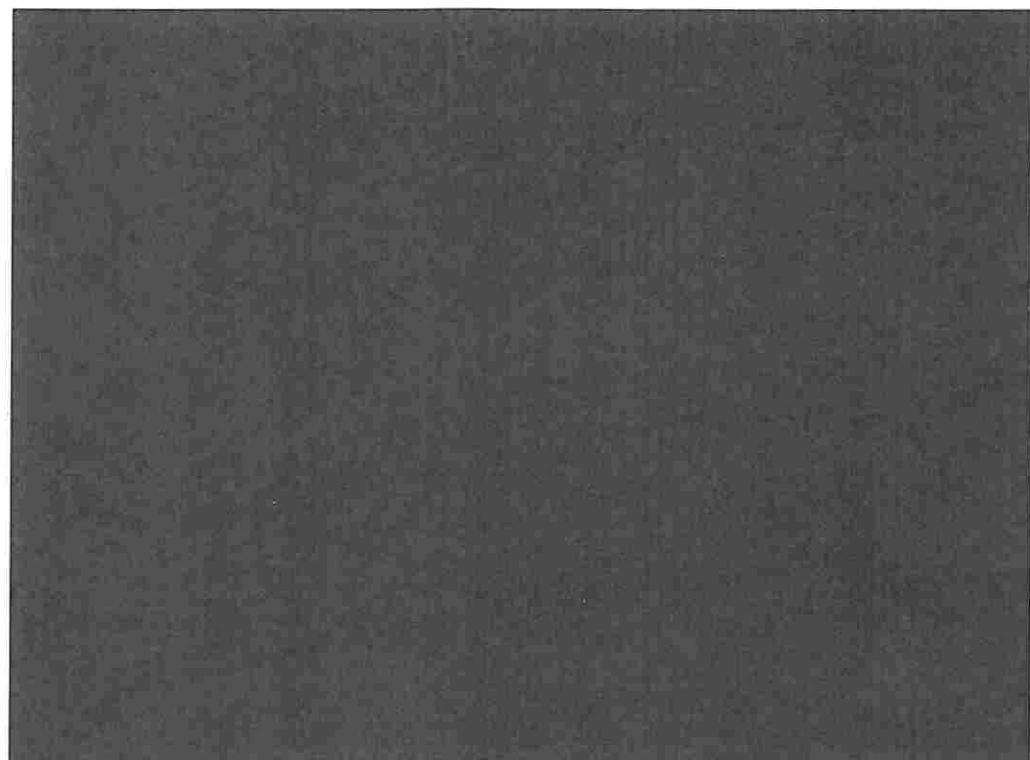


### III 民事共通

#### 1 民事第一審手続の概説（講義）



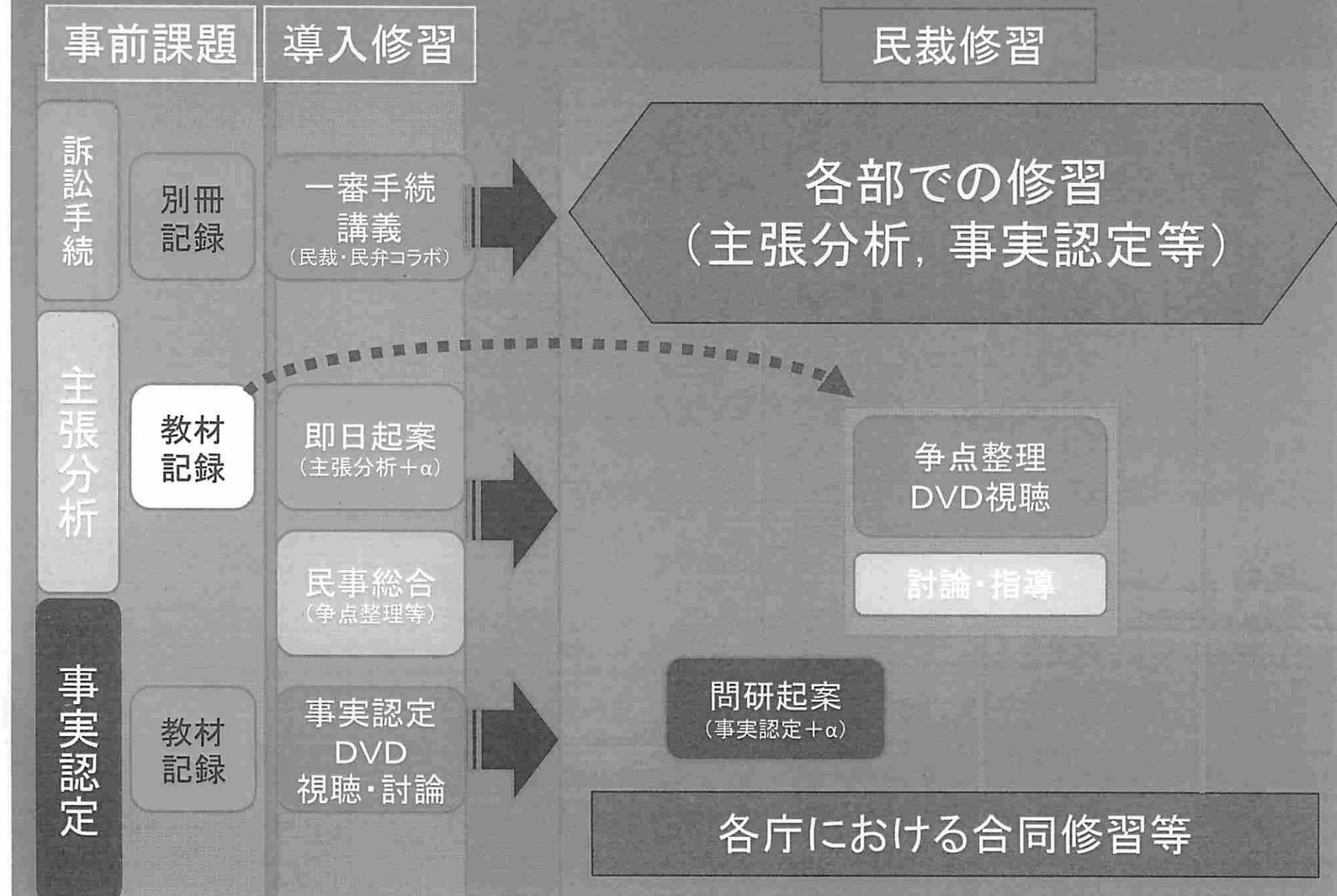
#### 2 民事総合1・2

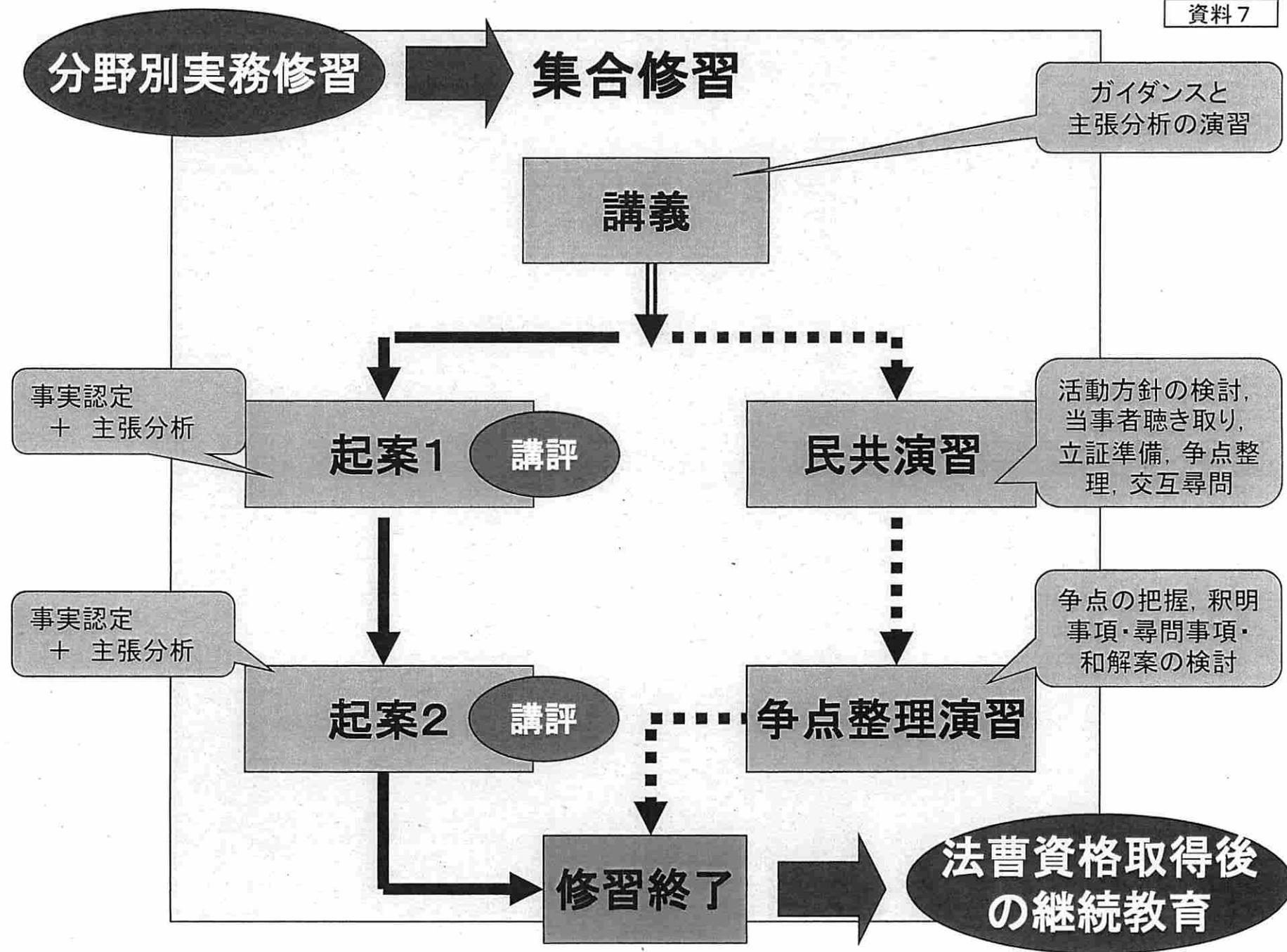




# 分野別実務修習のイメージ

資料 6





平成28年度(第70期)	
配属地	修習順序 ～～～
氏名	研修所 組番

## 実務修習結果簿

### 記入及び取扱いの注意

- 事前に、表紙に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
  - 指導担当官(者)への提出時期は各配属庁会の修習の終了時であるから、記入すべき事項は平素から整理しておくことが望ましい。
  - 各配属庁会の修習終了時に、修習生各自で指導担当官(者)に提出して検印をもらい、回収すること(指導担当官(者)の氏名欄も、修習生各自が記入する。)。
  - 民事裁判修習期間中に刑裁起案を行った場合など本来の配属庁会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、本来の配属庁会に係る結果簿の該当の欄にその結果を記載すること。
  - 記入に当たって不明の点があれば、指導担当官(者)又は担当教官に質問すること。
  - この結果簿は、司法研修所における集合修習開始日に回収する。
  - 余白がなくなったときは、適宜A4の紙(コピー用紙等)を追加して記載すること。その際には、枝番を付したページ番号を記載し(例:10-1, 10-2), ページの連続性を明らかにすること。
- ※ この結果簿は、担当教官の閲覧を受けた後、各自に返還される。
- なお、記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合がある。

司法研修所 教官氏名	民事裁判	刑事裁判	検察	民事弁護	刑事弁護

# 民事裁判修習

配属部	
指導担当	
裁判官印	

修習期間				欠席日数
平成 年	月	日	から	
平成 年	月	日	まで	日
配属部 指導担当 裁判官 氏名				

## 1 起案

番号	事件名／起案の種類	検討事項及びその結果概要
1	事件名：  <input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 <input type="checkbox"/> 判決起案 <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <sup>1</sup> <input type="checkbox"/> 和解条項	検討事項：  検討結果：
	□既済記録・修習記録を使用	

	事件名 :	検討事項 :
	<input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 <input type="checkbox"/> 判決起案 <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <sup>1</sup> <input type="checkbox"/> 和解条項	検討結果 :
	□既済記録・修習記録を使用	
	<input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 <input type="checkbox"/> 判決起案 <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <sup>1</sup> <input type="checkbox"/> 和解条項	検討結果 :
	□既済記録・修習記録を使用	
	<input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 <input type="checkbox"/> 判決起案 <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <sup>1</sup> <input type="checkbox"/> 和解条項	検討結果 :
	□既済記録・修習記録を使用	
	<input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 <input type="checkbox"/> 判決起案 <input type="checkbox"/> 争点整理/□事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <sup>1</sup> <input type="checkbox"/> 和解条項	検討結果 :
	□既済記録・修習記録を使用	

(注) 問研起案は、「5 その他」に記入すること。

2 法廷傍聴等

番号	手 続	検討事項	検討結果等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

(注) 傍聴については、記録を読んだ上で問題点を検討して傍聴に臨んだものや、傍聴後に問題点について検討したものに限って記入すること。「検討結果等」欄には、検討結果や指導担当裁判官から指導された内容等を記入する。

### 3 特殊事件・特殊手続等

#### (1) 保全・執行・倒産

##### ① 保全

	講義・修習した事件の内容・検討結果等
<input type="checkbox"/> 講義	
<input type="checkbox"/> 事件 (　　件)	

##### ② 執行

	講義・修習した事件の内容・検討結果等
<input type="checkbox"/> 講義	
<input type="checkbox"/> 事件 (　　件)	

##### ③ 倒産

	講義・修習した事件の内容・検討結果等
<input type="checkbox"/> 講義	
<input type="checkbox"/> 事件 (　　件)	

(注) ①～③について、講義等において事件記録の検討を行った場合には、「講義」と「事件」の両方をチェックし、検討を行った事件記録の件数を記入すること。

(2) 特殊事件（行政、労働、商事、手形、知的財産権等）

事件の種類	検討事項及び検討結果等

(3) 特殊手続（検証、裁判外での証人尋問、証拠保全、審記官事務等）

手続の種類	検討事項及び検討結果等

#### 4. 研究、講義、見学等

## 5 その他

項目	修習内容等

(注) 1 修習内容等の欄には、具体的な修習内容、感想等を記入する。

2 適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。

平成25年11月  
平成28年 8月改訂

## 分野別実務修習（刑事裁判）における指導のガイドライン

司法研修所刑事裁判教官室

### 1 ガイドラインの趣旨等

刑事裁判実務修習（以下「刑裁修習」という。）については、各庁において、指導態勢や事件の係属状況等を踏まえて、一定水準の指導を行うための工夫等がされているところであるが、各庁の実情に応じた指導上の工夫等をする前提として、司法修習生（以下「修習生」という。）に対する指導の内容・方法に関する指針を明確化しておくことが必要であると考えられる。

本ガイドラインは、各庁の刑事裁判実務修習において修習生を指導するに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

本ガイドラインの内容は、部総括裁判官だけではなく、修習生の指導に当たる陪席裁判官にも周知していただきたい。

### 2 指導の方針

「法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させる」との指導目標を踏まえ、法曹資格取得後の継続教育との役割分担も考慮して、指導の内容を吟味していただきたい。特に、技術的・形式的事項については、司法修習段階における指導内容として適切かという観点から、指導の是非を吟味していただきたい。

また、司法修習は、法科大学院において修得した基本的な法理論や実務の基礎的素養（これらが不十分な修習生には、自学自修を促していただきたい。）を生の事実や証拠に基づいた具体的な事案に応用する実践的教育であるから、できる限り具体的な事件に即して実践的かつ動態的な思考力を涵養することに意を用いていただきたい。

### 3 具体的指導における留意点

#### （1）オリエンテーション

刑裁修習の冒頭に、指導官から、修習に当たっての心構えや注意事項（評議の傍聴に関するものを含む。）等に関するオリエンテーションを行っていただきたい。その際、後記（2）イを踏まえた公判前整理手続に関する修習の視点を伝えることも考えられる。

#### （2）公判前整理手続及び公判手続（評議を含む。）

##### ア 全般

公判前整理手続や公判審理を傍聴させる場合は、その前後の適宜の時期に、当該事件に即した手続進行上の問題点について、修習生と質疑応答の機会を設けたり、

レポートを課したりしていただきたい（他の場面にも応用できる汎用的能力を修得させる観点から、基本的な手続の根底にある考え方にも目を向けた指導を行うことも考えられる。）。その際、手続の進展など動的な観点を意識するとともに、当事者の活動にも留意した指導を行っていただきたい。

#### イ 公判前整理手続

公判前整理手続（法曹三者による打合せを含む。）については、適切な事件を選択して積極的に傍聴させていただきたい。

基本的な条文や手続の流れに関する知識・理解を前提として、争点整理の意義と目的を、具体的な事件に即して理解させることに意を用いていただきたい。その際、事件毎の手続進行段階に応じた指導も行っていただきたい。なお、自白事件の公判前整理手続についても、これを指導の題材として、量刑判断の構造を意識した指導を行うことが考えられる。

##### 【指導方法の具体例】

- i 公判前整理手続期日（初回の打合せ等を含む。）を傍聴させ、当該事件に即して、当該期日の意義・目的やそこで行うべき事項を理解させるとともに、今後の当事者の活動（どの時点までに行うべきかという点を含む。）を具体的に考えさせる。
- ii 手続が相当程度進行している事件については、修習生に、証明予定事実記載書、予定主張記載書面等を段階的に交付し、交付する毎に課題を与えてレポートを作成させるなどして、手続の進行を主体的に考えさせる（適切な事件がない場合に備え、公判前整理手続の指導用に事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。
- iii 裁判員裁判が終了した後、その審理等を傍聴した修習生と質疑応答をする際、当該事件の公判前整理手続の在り方にも立ち返った指導を行う。

（このほか、ミニ模擬裁判等の簡易な模擬裁判において、公判前整理手続についても準備・実演をさせ、この点も含めて裁判官が講評することも考えられる。）

#### ウ 公判手続（評議を含む。）

公判審理の傍聴については、漫然と全件を傍聴させるのではなく、事件の類型や争点を意識して適切な事件を選択し、計画的に傍聴させ、公判手続の流れの通観的理解はもちろん、段階ごとの手続の意義・目的、証拠法の実務、的確な心証形成のための証拠調べの在り方（尋問や異議の在り方を含む。）等についての理解を深めていただきたい。その際、可能な範囲で、各修習生が、裁判員裁判の審理及び評議を傍聴する機会が得られるよう配慮していただきたい。なお、傍聴に先立ち、各修習生に対し、評議の傍聴に関する注意を徹底していただきたい。

傍聴させた場合には、適宜の時期に事実認定や手続進行上の問題点に関する質疑応答やレポート課題を課すなどするほか、特に裁判員裁判においては、当事者の訴訟活動が裁判員にどのように受け止められたかという観点からの質疑応答もしていただきたい。

### （3）起案

ア 起案については、サマリーペーパーを中心としていただきたい。起案の件数は、各修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとしていただければよいが、文章による表現能力のかん養の観点から、事実認定について少なくとも2件、具体的事件に現れた手続上の問題点や量刑について検討した結果をまとめたレポートなど（ただし、適条表など法令の適用に関する起案を除く。）も含め、全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい（適切な事件がない場合に備え、事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。

また、同一の事件について、複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせた上、その修習生らに討論をさせながら、裁判官が指導することも考えられる（これにより起案の講評に代えることができる。）。

イ 事実認定起案については、争点が法律概念にかかわるもので、実務上比較的多く見られる事案も取り上げていただきたい（複数の争点がある事件については、争点の内容等を考慮し、一部の争点についてだけ起案をさせることも考えられる。）。

ウ 起案の講評等においては、起案が、①争点判断のポイントをとらえたものになっているか（事実や証拠の重要性についての意識が乏しく、総括的な検討をしただけのものになっていないか）、②認定事実と要証事実との結び付きについて、論理的かつ説得的な論述ができているか、③供述の信用性判断については、必要な限度で、かつ、判断指標の意味合いを理解して論述しているか（判断指標を機械的・総括的に検討しただけのものになっていないか），という観点も意識して指導を行っていただきたい。

#### (4) 簡易な模擬裁判

配属部毎に実施する簡易な模擬裁判については、実施時期等は各庁の実情に委ねるが、特段の事情がない限り、これを実施して指導を行っていただきたい。

#### (5) その他

##### ア 問題研究等

合同修習として問題研究等を実施するかは、各庁の実情に委ねるが、これを実施する場合は、法科大学院教育を経た上での刑裁修習における指導内容に相応しいものかという観点から、課題等を吟味していただきたい。

##### イ 令状等

令状や保釈について、実際の事件を題材とした指導を行っていただきたい。

##### ウ 書記官事務

書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねる（講義等を行う場合は、過度に細目的・技術的な事項にわたらぬよう留意が必要である。）が、修習生が書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

##### エ その他

修習生の自学自修を支援するため、修習生が自主的に行う勉強会に左陪席裁判官等が協力することも考えられる。

## 刑 事 裁 判 修 習

配 属 部		令 状 事 勿	
指 導 担 当		指 導 担 当	
裁 判 官		裁 判 官	
検 印		印	

修習期間	欠席日数
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	日
配 属 部	
指 導 担 当	
裁 判 官	
氏 名	
令 状 事 勿	
指 導 担 当	
氏 名	

## 1 起案

番号	事件名等	検討事項及びその結果概要
1	事件名：  <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他  検討結果：

番号	事件名等	検討事項及びその結果概要
	事件名：  <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他  検討結果：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他  検討結果：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他  検討結果：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 既済記録を使用	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他  検討結果：

- (注) 1 該当する□をすべてチェックすること。  
 2 刑事修習記録に基づく問題研究起案は、「5 その他」に記入すること。

## 2 問題点を検討した手続傍聴

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
1	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  
2	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  
3	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  
4	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  
5	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他 [ ]  	検討事項：  検討結果等：  

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：

- (注) 1 傍聴の前後に問題となる事項を検討した事件に限って記入すること。  
 2 該当する□をすべてチェックすること。手続の種類で「その他」をチェックした場合には、その右の〔 〕欄に具体的な手続の種類を記入する。令状手続は3に記入する。  
 3 「検討結果等」欄には、検討結果や指導担当裁判官から指導された内容等を記入する。

### 3 令状事務

項目	検討事項及びその結果概要

- (注) 1 項目欄には、「令状事務に関する講義」「勾留請求記録の検討及び勾留質問手続の傍聴〇件」など、修習の種類を具体的に記入する。ただし、勾留質問手続の傍聴については、記録を読んだ上で問題点を検討して傍聴に臨んだものや傍聴後手続等の問題点について検討したものに限ってその件数を記入する。
- 2 項目により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 3 令状事務に関して起案を行った場合には1に記入する。

### 4 模擬裁判

事件名／手続の種類	役割及び問題となった事項の概要
事件名：  <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護人 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他  問題となった事項：
事件名：  <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護人 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他  問題となった事項：

- (注) 1 該当する□をすべてチェックすること。
- 2 選択型修習における模擬裁判プログラムはここに記入しないこと。

## 5 その他

項目	検討事項及びその結果概要

- (注) 1 項目欄には、「問題研究」「書記官事務に関する講義」など、修習の内容が分かるように記入する。
- 2 項目により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 3 修習生が自主的に行う勉強会において裁判官から協力・指導等を得た場合には、その旨が分かるように記入する。